

一般社団法人日本看護系大学協議会 養護教諭養成教育検討委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、養護教諭教育カリキュラム検討委員会の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 養護教諭養成のあり方を検討することを目的とする。

2 養護教諭養成カリキュラム及び制度に関係する諸機関、諸団体と連携・協働する。

（審議事項）

第2条 審議事項は、以下の項目とする。

（1）現代の子どもの心身の健康課題を踏まえた養護教諭の役割に関すること

（2）看護能力を持つ看護系大学で養成する養護教諭のコアコンピテンスに関すること

（3）看護能力を持つ養護教諭の養成カリキュラムに関すること

（4）養護教諭養成に関する政策提言に関すること

（本規程の改正）

第3条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成26年10月3日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成29年3月20日から施行する。